

アフターコロナを見据えた観光誘客促進業務委託仕様書

1 委託業務名

アフターコロナを見据えた観光誘客促進業務

2 背景及び業務目的

久留米市及び久留米市近隣市町村を訪れる観光客の多くは通過型と言われており、これを滞在型に転換させ、より経済効果を高める必要がある。コロナ禍においては、マイクロツーリズムを念頭にルートを造成し、特にマイカー利用の福岡及び北九州都市圏等近場からの観光客の誘客と滞在時間の延長を図るもの。

3 業務の内容等

(1) 観光周遊ルートの企画・提案

- ・久留米市及び久留米市近隣市町村（※1）の観光スポットを組み込んだルートを造成すること。
- ・「美・健康・食」をコンセプトとする宿泊プランを1ルート、日帰りプランを3ルート、計4ルート以上造成すること。また、久留米市北東部、南西部のエリアを含めたプランをそれぞれ1ルート以上造成すること。
- ・「修学旅行」をコンセプトとする宿泊プランを、1ルート以上造成すること。
- ・上記宿泊プランの宿泊地は久留米市内とし、日帰りプランは久留米市内の飲食店や土産店等に立ち寄るルートにすること。

(2) 観光周遊ルートの情報発信

- ・(1)で造成したルート及び久留米市が過去に造成したルート（※2）について、テレビ、雑誌等のメディア、旅行業者等と連携した情報発信、その他SNS等を活用したPRの手法を提案し、実施すること。
- ・広報の効果測定について、目標とする指標を2つ以上定め、検証すること。

(3) その他

上記の他、本業務の目的を達成する上で効果的であると考えられる提案を行うこと。

(例示)

キャンペーン等、設定したルートへの誘客数が分かるような仕組み等

4 委託期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

5 完了報告等

受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書等を、委託業務完了後、速やかに提出すること。

- (1) 委託業務の実施期間
- (2) 委託業務に要した事業費
- (3) 事業実施における成果
- (4) 本委託業務において作成した成果物

6 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、担当職員及び関係機関と適宜協議を行う等、十分に調整して業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、久留米市と協議し決定すること。
- (3) 本業務に基づき作成される成果物（写真等）の著作権は、すべて久留米市に帰属する。
- (4) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (5) 受託者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関して委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

(※1) 久留米市近隣市町村…大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町

(※2) 久留米市が過去に造成したルート…久留米市が発行する「くるめプラス」及び「KURUME RELAX」に掲載している観光周遊ルート

※久留米市公式観光サイト「ほとめきの街」にパンフレット掲載

<https://welcome-kurume.com/pamphlets/>